

長期計画第三分科会(第5回、2000年2月15日)

「もんじゅ運転再開の必要条件」発言要旨

2000年2月10日作成

吉 岡 斉

はじめに

高速増殖原型炉もんじゅが、ナトリウム漏洩火災事故を起こしてから、4年あまりが過ぎた。この間、FBR懇談会がもんじゅ運転再開を勧告する報告書を出し、原子力委員会もその方針を是とした(97年12月)。

しかし運転再開へ向けての行政的な手続きは、いまだ始動していない。事業者による準備作業と広報活動が進められているにとどまり、行政的手続きとしては、安全審査開始の手前の段階で、足踏み状態にある。

そうした状況のもとで、事業者である核燃料サイクル開発機構は、運転再開手続きの早期開始を目指しており、原子力委員会もそれに関して、行政的に問題ないとしている。さらに最近では、運転再開手続きの早期開始を支援する発言とも解釈できる発言を、委員長みずからが行っている(1月13日)。

しかし、もんじゅ運転再開のための行政的手続きを開始するためには、その前提として以下の5つの必要条件を満たさねばならないと、私は考える。ただし、それを満たすことが果して1分条件であるかどうかは、私が決めることではなく、国民・住民の決定権に属する事柄である。以下、もんじゅ再開のための5つの必要条件を箇条書きにする。

1. 長期計画策定会議の報告書が出るまで、再開手続きを凍結すべきである。

新しい政策が決定されるまでは、古い政策が有効である、というのは目明の埒である。そして古い政策とは、FBR懇談会報告書が示した方針である。それはもんじゅ運転再開を勧告している。

しかしながら、わざわざ今という時期を選んで、もんじゅ運転再開のための行政的手続きを開始するのは、妥当ではない。その理由は次のとおりである。

(1)長期計画策定会議が、新しい政策を鋭意策定中であり、近いうちに結論が出る予定である。それを待たずに急いで行政的手続きを開始する正当な理由はない。古い政策は現在まで発動されていない。あえてこの時期に、休眠中の政策を覚醒させる積極的理由は、見当たらない。

(2)行政的手続きの開始によって、長期計画の審議は無視できない影響を受ける。それは原状の変更を意味するからである。それは審議を実質的に束縛する恐れがある。

(3)新しい政策は、古い政策とは大幅に異なったものとなる可能性がある。なぜなら、この2年間のあいだに、原子力をめぐる情勢は大きく変化したからである。とくに99年9月におきた東海村JCO工場の臨界事故などにより、国民世論は原子力に対して批判的な方向に大きく傾いている。そうした国民意見の変化を的確に反映させる形で、新たな長期計画を策定しなければ、国民の理解と信頼を再び勝ちうることはあり得ない。したがって、FBR懇談会の答申にそのまま準拠する形で、もんじゅの運転再開手続きを進めることは、国民世論を逆撫でする行為となるおそれがある。

以上の理由により、長期計画策定会議の報告書が出るまで、とにかく再開手続きを凍結するのが妥当である。

2. その長期計画策定会議の結論は、国民各界各層の意見を、的確に反映させたものでなければならない。

この第3分科会の審議は、基本的に、国民各界各層の意見を反映させない形で、進められている。まず確認しておくべき事実は、この分科会の委員の大半が、原子力の研究開発利用の関係者（アカデミックセクターの者を含む）だという点である。こうした著しく「第一者」偏重のメンバー構成をとることは、妥当ではなかったと思う。それによる審議の偏りを些かでも補正するには、分科会の場で多様な人々（さまざまな観点からの批判的見解をもつ有識者、海外の有識者、敦賀市・東海村およびその周辺の住民等）からのヒアリングを行うなどの方策があるが、それも一切実現していない。（せっかく敦賀まで来たのだから、住民の意見を聞くべきだったろう）。パブリックヒアリングも分科会段階では一切行われたい見込みである。

従って、分科会報告には、国民各界各層の意見を的確に反映させる手だてがない。策定会議の本会議がその役割を存分に果たすべきである。その結果として、分科会報告を実質的に棄却するような結論が出たとしても、何ら驚くに当たらない。（従来慣例では、分科会報告の結論を本会議が覆したケースは皆無であるが、それは長期計画がインサイダーによる密室での合意形成手続きであった時代の慣例に過ぎない）。

以上の理由により、長期計画策定会議の本会議の報告書が、パブリックヒアリング（ご意見を聴く会）やパブリックコメント（国民意見募集）を反映させた形で出されるまで、もんじゅ再開手続きを凍結すべきである。

第3分科会の結論は、そのメンバー構成と、外部の意見を聞こうとしない姿勢から考えて、実質的に「第一者」グループの見解以上のものではないと見なすのが妥当である。

3. エネルギー研究開発事業全体のなかでの、高速増殖炉発電システムの「役割規定」（位置づけ）を、抜本的に改める必要がある。そしてその役割規定に見合う適当な予算規模と予算配分方式が、どういうものかについて、明確な判断をくだす必要がある。

日本のエネルギー研究開発予算の中で、原子力は特別の優遇を受けている。日本のエネルギー研究開発予算の最大の特徴は、その大部分が原子力に注がれていることである。たとえば1999年度におけるエネルギー研究開発関連予算は3950億円であるが、そのうち3040億円（77%）を、原子力が取得している。このように日本では極端に原子力偏重の予算構造が作られており、しかも原子力に配分される予算は事実上、他のエネルギーの研究開発予算とは事実上別枠扱いされている。日本のエネルギー研究開発予算の、もうひとつの主要な特徴は、原子力分野にふりむけられる研究開発予算の大部分が、高速増殖炉および核燃料サイクル関係の事業に投入されていることである。しかもこの分野に配分される予算は事実上、他の原子力研究開発予算とは事実上別枠扱いされ、優遇を受けている。

こうした高速増殖炉発電システムの研究開発を極端に偏重する方針を、従来から日本の政府はとってきた。それは一昔前までの日本のエネルギー政策の基本方針に、忠実なものであった。なぜならそれは、原子力発電をさまざまなエネルギーの中で最優先のものとして大幅に拡大し、また高速増殖炉を原子力発電の将来の主流としていく、という基本方針だったからである。しかし今は事情が変わってきた。原子力発電については、拡大停止オプションが有力な選択肢として議論されるようになってきている。最優先分野は現在、エネルギー消費削減、省エネルギー、新エネルギーへと移行している。また高速増殖炉への役割期待は、「ひとつの選択肢として実用化の可能性を追求する」ものへと、格下げされた。長期計画策定会議は、こうした状況変化を踏まえて、新たな政策を勧告するのが妥当である。そこでは高速増殖炉発電システムの研究開発については、予算規模を大幅に削減するとともに、他のエネルギーとの間の垣根を取り払い、競争的な予算配分の仕組みを作るのが妥当である。

しかしながら今までの第3分科会の審議においては、そうした基本問題がまだほとんど議論されていない。「総論」的な検討がなされないまま、いきなり「各論」に入り、核燃料サイクル開発機構を筆頭に、一連の個別プロジェクトの「上侵入り」が行われ、それをもとに若干の意見交換がなされたにとどまる。（RETAP計画を中心とする高速炉燃料再処理プロジェクトを除いて、役者は出揃った）。だがこうした審議の進め方は、従来の方針、つまりエネルギー研究開発予算の大部分を原子力に注ぎ、さらにその大部分を高速増殖炉発電システム関連事業に注ぎ、ナショナルプロジェクトとしてオールジャパン方式で強力に推進するという方針を、事実上の大前提とする場合に限り、妥当なものである。そうした大前提が不適切であることが明白である以上、どのような結論が出されようと、国民の信任を得ることはできないと思われる。

4. 高速増殖炉発電システムの研究開発利用事業全体のなかでの、もんじゅの「役割規定」（位置づけ）について、明確な見解を示す必要がある。そしてその役割規定に照らして、もんじゅの運転再開が妥当であるか否かについて、明確な判断をくだす必要がある。

もんじゅは従来は、高速増殖炉の実用化計画の大黒柱をなすプロジェクトとしての役割規定を与えられ、「原型炉」のステータスを与えられてきた。それが飛び抜けて巨額の予算を与えられたのも、そうした役割規定の重要性ゆえであった。

ところが、FBR懇談会報告書により、実用化計画は実質的に、宙に浮く恰好となった。つまり実証炉以降の開発計画については、もんじゅの運転実績など内外の状況を見て柔軟に考えていく、という方針が新たに勧告されたのである。また、そうした基本方針の修正を反映して、高速増殖炉の研究開発は、炉型をひとつに絞ってひたすら実用炉を目指す方式から、多様な可能性を試すマルチパス方式へと、その性格をシフトさせはじめている。（核燃料サイクル機構の実用化戦略研究も、そうした状況変化を反映している）。

こうした状況変化を踏まえて考えれば、もんじゅに「原型炉」のステータスを与え続けることは妥当ではない。長期計画策定会議は、「何のためにもんじゅを運転するか」について、抜本的な再検討を行った上で、明確な方針を示すべきである。そこをあいまいにしたままでは、国民の信任は得られない。運転目的を明確にしておかなければ、そのプロジェクトの是非について、評価しようがないからである。

もんじゅについては、「せっかく作ったのだから、とにかく動かしてみよう」といった意見もあるが、それは無分別である。「発電実験炉」、「プルトニウム焼却のための研究炉」、「技術検証のための研究炉」など、「原型炉」以外の目的を掲げる必要がある。

5. もんじゅの新たな「役割規定」（位置づけ）に照らして、もんじゅの運転再開が妥当であるか否かについて、メリットとデメリットの総合的な評価にもとづく明確な判断を、くだす必要がある。

プロジェクトの評価のためには、次の5つの項目について、詳細な情報が提供される必要がある。それが正確な評価を行うための基礎として不十分であると判断されるのであれば、長期計画策定会議は追加の情報提供を要請しなければならない。意に合うような情報提供がなされない場合には、策定会議はそのプロジェクトの実施を棄却するしかない。

(1) プロジェクトの目的（長期的、短期的）。

(2) プロジェクトの実施期間（短期的なものについて）。

(3) 期間終了までに達成すべき目標。

(4) その目標の意義と実現可能性。

(5) プロジェクトの毎年の予算。

(6) 懸念されるマイナスの社会的影響（とくに安全性と、核不拡散への悪影響）。

(7) その目標を達成するための他のオプション（選択肢）と、それよりも当該のプロジェクトが総合的に優れていることの理由。

今日の原子力政策は、「正統性の危機」をはるかにこえて、「正統性の崩壊」に直面していると思う。大部分のメンバーが「第三者」で固められた委員会を作り、関係者にとって都合のよい結論を、勧告として出しても、そのようなものが国民の信任を獲得できるはずがない。「彼らの計画」に過ぎないとして、相手にされないであろう。

「正統性の崩壊」を食い止めるために必要なのは、原子力に好意的でない人々を含めて大多数の国民の支持を得ることができるような、強い説得力をもつ論理を構築するよう、政策決定に関わる者が努力することである。以上に述べた5点は、この最低限の留意事項を述べたものに過ぎない。私は原子力政策の「正統性の再建」に協力したいと思っているのであって、それを主たる目的として政策批判を行っているのである。

もんじゅ運転再開の是非については、長期計画策定会議が、上記5点の必要条件を満たす説得力ある結論を、勧告として出す責任がある。そのたたき台となる第3分科会報告書も、同じ条件を満たすべきであることは当然である。さもないと本会議によって棄却されるであろう。今からでも遅くはない。そうした説得力ある報告書の作成へ向けて、最善の努力を傾けるべきである。

なお私としては、批判的な第三者の大多数を説得できるような強力な論理を、もんじゅの再開に関して構築する作業は、少なくとも現在までのところ、成功していないと判断する。したがってもんじゅは、運転再開を断念し、「技術保存計画」に回すのが妥当である。「もんじゅ建設所」を「もんじゅ博物館」へと改組し、多数の学芸員（主に核燃料サイクル機構から募るが、博物館学の専門家も必要である）による技術保存事業を、推進するのが妥当である。

以下、その理由を簡単に述べる。まず「実用化計画」に関して述べると、総合的に見て、競合する他のエネルギー源よりも、魅力的な特性をもつFBR発電システムが、遠い将来に実用化するか否かについて、確定的な判断を下すことは極めて困難であるが、あまり大きな期待はもてない。なぜなら今までの半世紀余りの開発の歴史を踏まえる限り、30年後や50年後の実用化可能性について、少なくとも「高い」という判断は下せない。それは次の2つの理由による。

第1は、現在の開発段階が、さまざまな評価基準に照らして、実用化に関する「幼稚段階」にあると判断せざるを得ないこと、そして半世紀余りにわたるインテンシブな開発をもってしても、そうした「幼稚段階」にとどまっているということである。第2に、過去になされた実用化時期に関する楽観的な予測が一貫して、裏切られつづけてきたことである。（これはわれわれの予測能力の歪みを立証している。よほどの有力な根拠が揃わなければ、もはや楽観的予測をしてはいけない）。また、実用化の可能性とは別に、「魅力的な特性」という点についても、今考えられているFBR発電システムは、資源の豊かさ以外の点ではデメリットばかりである。

結局、「一連の技術的ブレイクスルーが今後集中的に起こり、それによって魅力あるシステムとしての豊かな将来性を予見させるような信頼できる多くの状況証拠がそろった場合」に限り、FBRシステムは将来において、実用的なエネルギー供給手段の一翼をにいないと、判断しうるようになる」という結論が妥当であろう。それゆえ、現在の実用化計

画については、それを廃止する。それゆえ、F B R 実証炉の開発は中止するのが妥当である。ただし民間が自己責任と自己負担で、どうしても進めたいのであれば、安全上や核拡散上の問題がない限り、それを妨げる権限を政府はもたない。

ところで、もんじゅについては、博物館構想という選択肢以外に、「原型炉」から目的を転換した上で、純粋な研究炉として存続させるという選択肢がある。だがこうした計画については、改造・運転に必要な資金が巨額であり、安全性に関わる危険が通常の軽水炉よりも大きく、核拡散上の問題も抱えていることを考慮したうえで、それを凌駕するメリットがあるという地域的および国民的コンセンサスが得られた場合に限り、その実施が許される。しかしながら現在までのところ、それに関する説得力ある提案が、研究開発の関係者たちから提示された試しはない。従ってこの選択肢についても、「ノー」以外の結論は出ないであろう。

以上。